

子ども・子育て支援新制度において本市が条例等で定める各基準について

平成27年4月から実施される子ども・子育て支援新制度において、次に掲げる基準は「子ども・子育て支援法等に基づき、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例等で定めることとされています。

1 条例等で定める基準

	基準	内容	主な項目	規定方法	参照
資料 3	① 保育の必要性の認定に関する基準	「保育の必要性」の認定が保育所、幼稚園、認定こども園及び地域型保育事業の給付を受けるための手続きとして位置付けられたことに伴い、その認定基準（理由、必要時間等）を定めるもの。	保育の必要性の事由、区分等	規則	資料 5
	② 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準[確認の基準]	認可を受けている教育・保育施設及び地域型保育事業者について、市が給付対象として「 <u>確認</u> 」するための基準（利用定員や業務管理体制など）を定めるもの。	利用定員、内容手続きの説明、応諾義務等	条例	資料 6
	③ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準[認可の基準]	地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）について、市が事業を「 <u>認可</u> 」するための基準（職員配置や設備、面積要件など）を定めるもの。	職員の資格、職員数、設備、乳幼児の処遇の確保等	条例	資料 7
	その他	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準	放課後児童クラブの人員配置や設備、運営の基準を定めるもの	人員配置、設備等	条例

2 従うべき基準と参酌すべき基準

条例等で定める各基準については、政省令（国の基準）に従い定めるべきもの（従うべき基準）と、参酌して定めるべきもの（参酌すべき基準）があります。

本市では2つの基準を踏まえながら、“国の基準どおりとする”ものと“市の独自基準を加える”などの検討を行いました。…資料4～資料8

従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準。当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。 ※資料4～8中の網掛け部分
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。